



共同募金配分金事業

# 平成28年度 地域公益活動推進助成事業

～保育園や障害者支援施設の公益活動を応援します～

民間保育園（所）や障害者支援施設が、その機能や専門性を活かし、地域で公益活動に取り組むことを支援するため、共同募金配分金により助成を行います。

※合併後行ってきた備品等の購入助成に代わり、本年度から新たに実施する助成事業です。

## 1. 助成の対象となる事業（平成29年3月31日までに終了する事業）

- ① ボランティアや地域住民と協働した障がい者、高齢者、子育て家族等の交流事業
- ② 介護や子育てについて情報交換や相談ができる場をつくる活動
- ③ 地域住民を対象とした介護や子育てに関する講演会や研修会等の実施
- ④ 上記のほか、本会会長が認めた内容

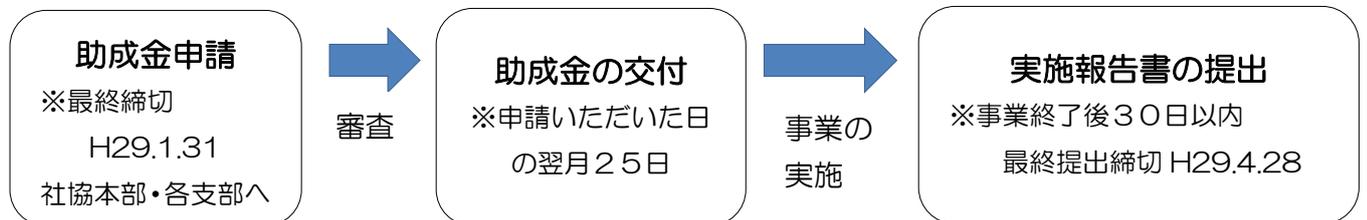


## 2. 助成金額 1団体 上限3万円

※事業にかかる経費（総事業費）の4/5以内 千円未満は切り捨て

## 3. 申請締切 申請は順次受付け、平成29年1月31日（火）を最終の締切とします。

## 4. 事業の流れ



## 5. 留意点

- (1) 助成の可否および金額は、審査により決定します。
- (2) 次のような事業は、助成金の対象外とします。
  - ① 行政や他の助成団体による支援や助成を受けた活動
  - ② 地域社会の構成員として行う環境美化活動や防犯活動
  - ③ 地域住民に対するグラウンドや交流スペース、機材等の貸出
  - ④ 上記のほか、団体の本来事業の一環として行われる活動
- (3) 事業を実施する際には、共同募金配分金を活用した事業であることをPRしていただきます。
- (4) 申請書の様式は、本会ホームページ (<http://www.shiso-wel.or.jp>) からダウンロードすることができます。



社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会（担当：前野）

宍粟市一宮町閨賀 300

電話 72-8787

FAX 72-8788